

*N*_{on}-*P*_{rofit} *O*_{rganization}

特定非営利活動法人 設立手続の手引

令和6年3月

群馬県

この手引の目的

この「特定非営利活動法人設立手引の手引」は、これから特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を目指す県民の方を対象に、設立手続を中心に関係する法律・条例・規則等をわかりやすく解説し、申請手続の負担を軽減することを目的としています。

設立申請等に関する相談

この手引の他、設立に関する次のような相談等を行っていますので、ぜひご利用ください。

○ 窓口での相談

下記において受け付けています。あらかじめ日時等をご連絡の上お越しください。

NPO・ボランティアサロンぐんま（電話 027-243-5118）

群馬県県民活動支援・広聴課（電話 027-226-2291）

○ 群馬県ホームページ

本書に掲載されている申請書等の様式を入手（ダウンロード）することができます。

URL <https://www.pref.gunma.jp/site/npoborantia/>

○ 本文中の「群馬県」について

以下の市町村のみに所在地を置く場合は、NPO法人設立認証事務の権限が県から市町村へ移譲されているため、本文中の「群馬県」は所在地を置く「市町村」に置き換えてお読みください。

権限移譲済み市町村（令和6年3月末現在）
館林市、藤岡市、明和町、玉村町

この手引では、次の略称を使用しています。

法……特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

条例……群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年群馬県条例第 38 号）

規則……群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成 10 年群馬県規則第 78 号）

住民票…住民基本台帳法に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）長から交付された住民票
の写し（市町村長が交付した書面であり、そのコピーではありません。）

はじめに ～特定非営利活動促進法について～

特定非営利活動促進法（NPO法）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

NPO法の制定は、阪神・淡路大震災（平成7年）の際、ボランティア活動をはじめとする市民活動がその復興に重要な役割を果たしたことが大きな契機となりましたが、その後、NPO法人は、少子・高齢化の進行など社会経済環境が大きく変わる中で、多様化する社会のニーズを充足する存在として、着実に社会に定着しています。

この「特定非営利活動法人設立手続の手引」は、これからNPO法人の設立を目指す方向けに、設立の手続等をわかりやすく解説し、申請手続の負担を軽減することを目的としています。

本書がNPO法人設立にあたってのマニュアルとして手軽に活用され、今後の市民活動の活性化に役立つことを願っています。

目 次

第1章 特定非営利活動法人とは何か

1 特定非営利活動法人とは	…	7
2 特定非営利活動法人になると何がかわるのか	…	8
3 特定非営利活動法人の要件	…	9
4 特定非営利活動法人の総会等に関する事	…	12

第2章 特定非営利活動法人の設立手続

1 設立認証手続の流れ	…	14
2 申請に必要な書類	…	16
3 法人の設立登記	…	20
4 設立登記後の手続	…	21

第3章 設立申請書類記載例

設立認証申請書	…	23
定款の作成について	…	24
役員名簿	…	59
就任承諾書及び誓約書	…	60
社員のうち10人以上の者の名簿	…	61
確認書	…	62
設立趣旨書	…	63
設立総会議事録	…	64
事業計画書	…	66
活動予算書	…	67

資料編

特定非営利活動促進法

群馬県特定非営利活動促進法施行条例

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

組合等登記令

規則別記様式(一部)

第 1 章 特定非営利活動法人とは何か

第1章 特定非営利活動法人とは何か

1 特定非営利活動法人とは

特定非営利活動法人（NPO法人）とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき設立された法人です。

特定非営利活動法人の法人格は、特定非営利活動促進法に定められた要件^{注1}を備えた団体が所轄庁の認証^{注2}を受け、法務局で登記をすることによって取得することができます。

単に「NPO」という場合、広く「民間非営利組織」のことを指しますが、「NPO法人」（特定非営利活動法人）という場合、特定非営利活動促進法により法人格を取得した団体のことを指します。

注1 法に定められた要件については、「3 特定非営利活動法人の要件」（9 ページ）をご覧ください。

注2 設立手続については、「第2章 特定非営利活動法人の設立手続」（14 ページ）をご覧ください。

参考

NPOとは

英語の「Non-Profit Organization」の頭文字をとった言葉で、日本語では「民間非営利組織」などと訳されます。営利を目的としない、ボランティア活動や市民活動等を行う「民間」の団体をいいます。

行政のように社会のことを考え、企業のように自由で柔軟性がある組織で、思いや情熱を共有した人たちが、職業や社会的立場に関係なく対等の立場で、社会や人のためになる事業を行う組織です。

NGOとは

英語の「Non-governmental Organization」（非政府組織）の略で、NPOが主に国内での活動が中心の組織に対して使われるのに対して、NGOはその活動や事業が主に人権、環境、平和などの世界的規模の問題に対して、国境を越えて取り組んでいる組織に対して使われます。

2 特定非営利活動法人になると何が変わるのか

特定非営利活動法人の法人格を取得すると、メリットもありますが、法人としての義務も伴います。

メリットは、団体の事情によって異なりますが、一般的に次のようなことが考えられます。

(1) メリット

- ・ 法人名で法律行為をすることができます。
法人名で、銀行口座の開設、不動産の登記、事務所の賃借契約等ができます。
- ・ 団体の社会的信用が高まります。
情報公開を通じて、団体の活動等に対する信頼と理解が深まります。
法に定められた法人運営により、組織基盤がしっかりし、責任が明確になります。

(2) 義務

- ・ 法人の運営は、法のルールに従うこととなります。
例えば、毎年、事業年度終了後3か月以内に、前事業年度の事業報告書、活動計算書等を作成し、群馬県へ提出しなくてはなりません。また、役員変更、定款変更などの場合には、届出や認証申請を行うこととなります。
- ・ 法人の運営や活動について、事業報告書、活動計算書等を公開しなくてはなりません。
- ・ 毎年度、貸借対照表を公告しなければなりません。
※ NPO 法改正（平成28年6月改正）により貸借対照表を公告することとなり、「資産の総額」の登記が不要となりました。
- ・ 法人として、税法上、「人格のない社団等」並みに課税され、納税義務等が生じます。
- ・ 解散した場合の残余財産は、法で定めた法人又は行政機関に帰属し、個々人には分配されません。

3 特定非営利活動法人の要件

特定非営利活動法人として法人格を取得することができる団体は、次の(1)～(13)の要件を満たす団体です。

- (1) 「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とすること。(法第2条第2項)
- (2) 営利を目的としないこと。(法第2条第2項第1号)
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと。(法第2条第2項第2号イロ)
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。(法第2条第2項第2号ハ)
- (5) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと。(法第3条第1項)
- (6) 特定の政党のために利用しないこと。(法第3条第2項)
- (7) 10人以上の社員を有すること。(法第12条第1項第4号)
- (8) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。(法第2条第2項第1号イ)
- (9) 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。(法第15条)
- (10) 報酬を受ける役員の数、役員総数の1/3以下であること。(法第2条第2項第1号ロ)
- (11) 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上いないこと。
また、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の1/3を超えて含まれていないこと。(法第21条)
- (12) 会計は、法に定められた原則に従って行うこと。(法第27条)
- (13) 暴力団でないこと、暴力団員の統制の下にある団体ではないこと、暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。(法第12条第1項第3号)

※(1)～(13)の具体的な内容は、次ページ以降をご覧ください。

(1)「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とすること。(法第2条第2項)

特定非営利活動とは次のア、イの両方の要件を満たす活動です。(法第2条第1項)

ア 次の①から⑳に該当する活動であること

特定非営利活動促進法では、他の公益法人とのすみ分けのために、対象の活動を20分野に限定しています。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※⑳については本県では定めていません。

イ 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

「不特定かつ多数のものの利益」とは、法人の活動によって利益を受ける者が特定されず、広く社会一般の利益となることが基本になります。

構成員相互の利益(共益)を目的とする活動や、特定の個人又は団体の利益(私益)を目的とする活動は、特定非営利活動には該当しないことになります。

アとイの両方を満たす活動として行う事業を「特定非営利活動に係る事業」と言いますが、これに対し会員の相互扶助のために行う事業など「特定非営利活動に係る事業」以外の事業を「その他の事業」注と言い、「特定非営利活動に係る事業」に支障がない範囲で「その他の事業」を行うことができます。

(2) 営利を目的としないこと。(法第2条第2項第1号)

営利を目的としないとは、いわゆる非営利のことです。非営利とは、構成員(役員、社員等)に利益を分配しないということです。

収益のでる事業ができないということではありません。また、活動を行う際に対価を受け取ったり、法人の役員やスタッフに報酬、給与等を支給することもできます。

(3) 宗教活動や政治活動を主目的としないこと。(法第2条第2項第2号イロ)

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

(4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。(法第2条第2項第2号ハ)

(5) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと。(法第3条第1項)

(6) 特定の政党のために利用しないこと。(法第3条第2項)

(7) 10人以上の社員を有すること。(法第12条第1項第4号)

「社員」とは、その団体の構成員として総会において議決権を持つ者を指します。

(8) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。(法第2条第2項第1号イ)

特定の人を排除せず、希望者が誰でも自由に社員になれ、退会も自由でなければなりません。

社員の資格取得に条件を付けることは可能ですが、法人の目的、活動内容に照らして合理的かつ客観的なものでなければなりません。また、公序良俗に反してはいけません。

(9) 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。(法第15条)

役員とは理事及び監事のことをいいます。

理事は、社員や職員を兼ねることができます。

監事は、社員を兼ねられますが、理事や職員を兼ねることができません。

「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」、「暴力団の構成員等」等に該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができないと定められています。(法第20条)

(10) 報酬を受ける役員の数、役員総数の1/3以下であること。(法第2条第2項第1号ロ)

ここでいう報酬とは、役員としての報酬です。理事が事務局職員などを兼務している場合、給与等を支給することはできます。また、会議に出席するための交通費などの実費は費用弁償であり、報酬ではありません。

(11) 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上いないこと。また、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の1/3を超えて含まれていないこと。(法第21条)

役員総数が5人以下の場合、配偶者及び三親等以内の親族は1人も含まれてはいけません。役員総数が6人以上の場合、各役員につき配偶者及び三親等以内の親族1人を含むことができます。

(12) 会計は、法に定められた原則に従って行うこと。(法第 27 条)

- ① 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
 - ア 取引記録が、客観的で証明可能な証拠によって作成されていること。
 - イ 記録・計算が明瞭正確に行われ、かつ順序・区分など体系的に整然としていること。
 - ウ 取引記録の結果を総合することによって、簿記の目的に従い、法人の財産状態、財産管理の状態などを明らかにする財務諸表が作成できること。
- ② 計算書類及び財産目録は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- ③ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(13) 暴力団でないこと、暴力団員の統制の下にある団体ではないこと、暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。(法第 12 条第 1 項第 3 号)

「その他の事業」とは？

この法にいう「その他の事業」とは、特定非営利活動に係る事業以外の事業のことをいいます。その他の事業には、特定非営利活動に係る事業の活動資金を得るために行う収益事業や、会員の相互扶助のための共益事業などが該当します。

特定非営利活動法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限度において、その他の事業を行うことができます。

その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。また、その他の事業の収益は、特定非営利活動に係る事業のために使用しなくてはなりません。(法第 5 条)

4 特定非営利活動法人の総会等に関すること

法人のもっとも基本となる意思決定機関として社員総会があります。

法人は、社員総会を年 1 回以上開催しなくてはなりません。(法第 14 条の 2)

また、定款変更、解散の決議、合併は総会での議決を経ないと行えません。(法第 25 条第 1 項、第 31 条第 1 項第 1 号、第 34 条第 1 項)

また、理事会の設置は法で定められていませんが、「法人の業務は、定款^注に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する」(法第 17 条)と規定されていますので、実務運営上、理事会を設置するのが一般的です。

なお、平成 24 年 4 月 1 日施行の改正 NPO 法により、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます。

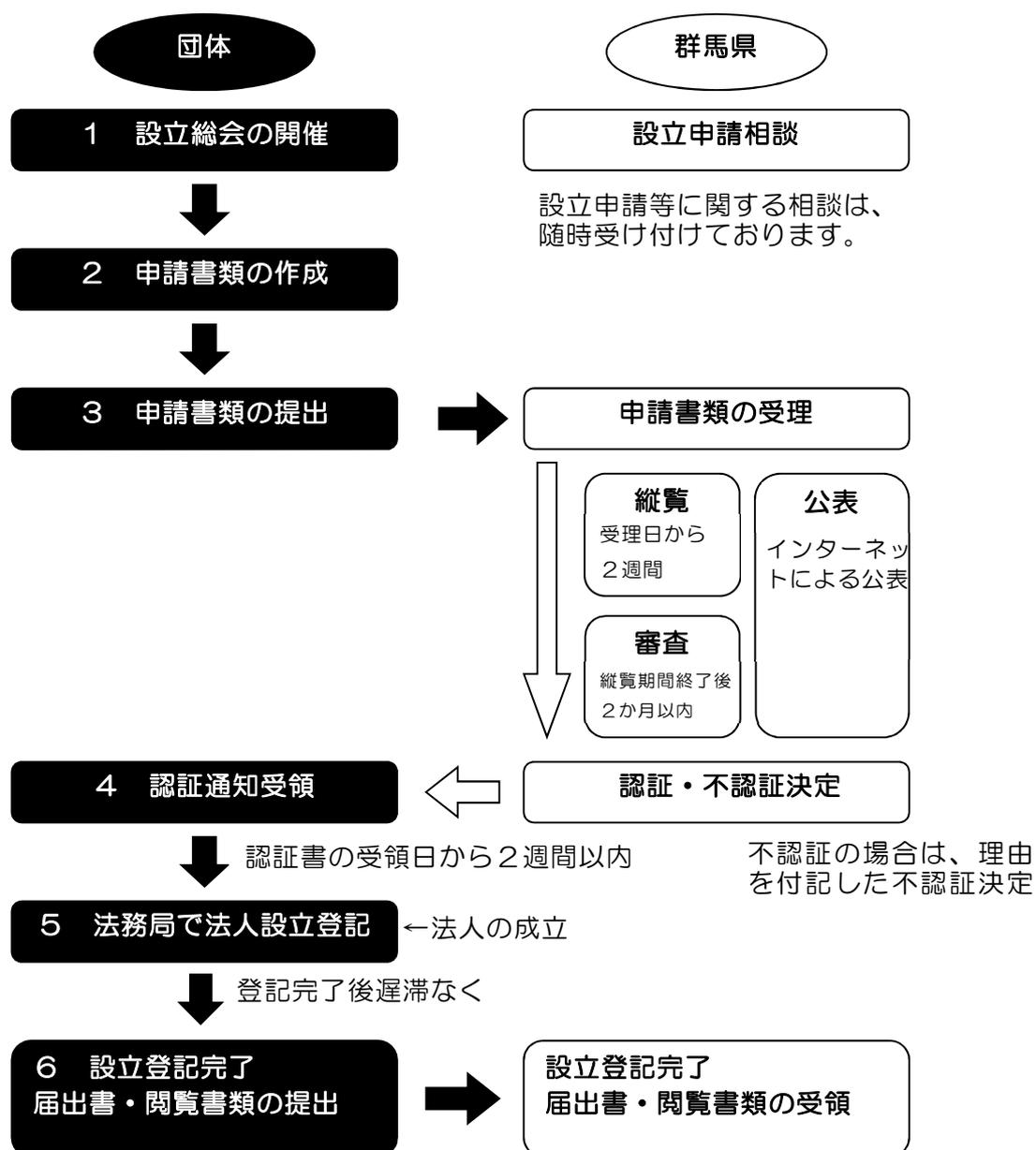
注 定款の作成については、「第 3 章 設立申請書類記載例」「定款の作成について」をご覧ください。

第2章 特定非営利活動法人の設立手続

第2章 特定非営利活動法人の設立手続

1 設立認証手続の流れ

特定非営利活動法人となるためには、団体で法人となる意思決定をし、所轄庁（群馬県）による設立の認証を得て、法務局で登記をする必要があります。



※ 手続の具体的な内容は、次ページ以降をご覧ください。

※ 申請書類が受理されてから、法人が成立するまで2か月程度（最長で2か月と2週間）の期間が必要です。

(1) 設立総会の開催

法人の設立の意思決定を行い、①定款、②役員、③設立代表者、④設立初年度及び翌年度の事業計画・活動予算等を決め、⑤団体が法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当すること(特定非営利活動法人の要件^注を満たすこと)を確認します。

注 特定非営利活動法人の要件については、「第1章 特定非営利活動法人とは何か」「3 特定非営利活動法人の要件」をご覧ください。

(2) 申請書類の作成

群馬県では、法人の設立申請等に関する相談を受け付けています。

申請書類の形式的な不備のチェックも行いますので、申請書類を提出する前にご相談ください。

申請先について

申請先は、主たる事務所の所在地によって異なります。

	申請先
群馬県内(次の市町を除く)に主たる事務所がある	群馬県知事
館林市、藤岡市、玉村町、明和町のいずれかの市町内のみに事務所がある	それぞれの市長または町長

(3) 公表・縦覧(法第10条第2項)

群馬県は、申請書類を受理した後、申請があった旨及び①申請年月日、②申請した法人の名称、③代表者の氏名、④主たる事務所の所在地等をインターネットで公表します。

また、申請書の添付書類のうち、①定款、②役員名簿、③設立趣旨書、④設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、⑤設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書を、申請書が受理された日から2週間、インターネットで縦覧します。

(4) 認証又は不認証の決定(法第12条)

群馬県は、縦覧期間経過後2か月以内(申請書を受理した日から2か月と2週間以内)に審査を行い、認証又は不認証を決定し、その旨を書面で通知します。不認証の通知をする場合は、理由も付記します。

(5) 法務局で法人設立登記(法第7条、第13条第1項、組合等登記令第2条第1項、第11条第1項)

申請者は、認証書が到達した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局において法人設立の登記をしなければなりません。

この登記によって、特定非営利活動法人が成立し、第三者に対抗できることとなります。

(6) 設立登記完了届出書・閲覧書類の提出(法第13条第2項、規則第4条)

登記完了後遅滞なく、①設立登記完了届出書、②登記したことを証する登記事項証明書を群馬県に提出しなければなりません。

2 申請に必要な書類

法人設立認証の申請に必要な書類は、次のとおりです。(法第10条)
 提出書類は、官公署が発給する文書(住民票等)を除いて、A4判で作成してください。
 様式・記載例等は、群馬県ホームページからファイル入手(ダウンロード)することができます。
<https://www.pref.gunma.jp/site/npoborantia/>

NO	提出書類 (提出部数は、全て1部です)	縦覧 書類	記載例 ページ
1	設立認証申請書(別記様式第1号)		23
2	定款	◎	26
3	役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	◎	59
4	役員の就任承諾書及び誓約書の謄本(写し)		60
5	各役員の住所又は居住を証する書面 (全役員の住民票等、申請日前6か月以内に交付されたもの)		—
6	社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面		61
7	確認書(法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面)		62
8	設立趣旨書	◎	63
9	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(写し)		64
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	◎	66
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	◎	67

※ それぞれの書類の具体的な内容は、第3章をご覧ください。

※ 「◎」印の書類は、申請書を受理した日から2週間縦覧する書類です。

(1) 設立認証申請書(別記様式第1号)

一般的には、設立総会等で設立代表者を選出し、申請者として、その者の住所、氏名を記載し作成します。

(2) 定款

定款とは、その法人の組織、活動等に関する基本的な事項を定めた規則のことです。

(3) 役員名簿

理事と監事の氏名、住所又は居所を記載します。また、報酬を受ける者と受けない者の区別がわかるよう、作成します。

なお、氏名、住所又は居所については、住民票等のおりに記載してください。

(4) 役員の就任承諾書及び誓約書の謄本(写し)

(各役員が法第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本)

役員が法第20条(役員の欠格事由)に該当しないこと及び法第21条(役員の親族等排除)に違反しないことを誓約するとともに、就任を承諾する書面です。

なお、氏名は、本人が自署してください(本人が自筆で自分の氏名を書いてください)。

※ 写し(コピー)を提出し、原本は団体で保管してください。

【参考】(役員の欠格事由)

法第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条[傷害]、第206条[現場助勢]、第208条[暴行]、第208条の2[凶器準備集合及び結集]、第222条[脅迫]、第247条[背任]の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

【参考】(役員の親族等の排除)

法第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(5) 各役員の住所又は居住を証する書面

① 住民基本台帳法の適用を受ける人 → 住民票（個人番号の記載がないもの）

② 海外に住む日本人や外国人

→ 住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面（書面が外国語で作成されている場合、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付）

※ いずれも申請日前6か月以内に交付されたものを提出してください。

③ 住民基本台帳ネットワークの利用を希望する人

→ 就任承諾書及び誓約書の氏名を本人が自署しており、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望する旨を記載した場合は、住民票の添付を省略できます。

※ 就任承諾書及び誓約書の氏名・住所が住民票の表記のとおり記載されていない場合など、県が住民基本台帳ネットワークで本人確認を行うことができない場合には、住民票の提出を求める場合があります。

※ 住民基本台帳ネットワークで本人確認を行うため、男女の別を確認する場合があります。

(6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

社員のうち10人以上の者の名簿を作成します。

名簿は10人以上であれば何人でも構いません。法人が社員となっている場合は、法人の名称、代表者の氏名、所在地を記載してください。

(7) 確認書（法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面）

法第2条第2項第2号（宗教活動・政治活動を主目的としないこと、選挙活動を目的としないこと）及び第12条第1項第3号（暴力団等でないこと）に該当することを確認したことを示す書面。

一般的には、設立総会等でこれらを確認し、確認したことを示す書面を作成します。

【参考】（定義）

法第2条第2項第2号 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないこと。

【参考】(認証の基準等)

法第12条第1項第3号 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)
- ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

(8) 設立趣旨書

法人を設立する趣旨と申請に至るまでの経緯を、第三者がわかるよう作成します。

(9) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(写し)

一般的には、法人を設立することを決定した設立総会の議事録の謄本(写し)を提出します。

※ 写し(コピー)を提出し、原本は団体で保管してください。

(10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

設立当初の事業年度及び翌事業年度の2年度分の事業計画書を作成します。

定款に定められた目的や事業との整合性・関連性が分かるように記載してください。

「特定非営利活動に係る事業」以外に「その他の事業」を行う場合は、区別して記載してください。

(11) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

設立当初の事業年度及び翌事業年度の2年度分の活動予算書を作成します。

「特定非営利活動に係る事業」以外に「その他の事業」を行う場合は、区別して記載してください。

「その他の事業」を行う場合、その事業から収益が生じたら、「その他の事業」会計から「特定非営利活動に係る事業」会計へ繰り出さなければなりません。活動予算書には、経理区分振替額(その他事業のからの繰り出し・特定非営利活動に係る事業への繰り入れ)を記載してください。

3 法人の設立登記

認証書が到達した日（受領した日）から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記をしなければなりません。（組合等登記令第2条第1項）

主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記することによって、はじめて法人が成立し、登記事項に関して第三者に対抗できることとなります。（法第13条第1項、第7条第2項）

(1) 登記事項（組合等登記令第2条）

法人の設立登記の際に登記する事項は次の6項目です。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 別表の登記事項の欄に掲げる事項（代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め）

(2) 設立登記の際に必要な書類（組合等登記令第16条、第25条、商業登記法第19条）

設立登記の際に必要な書類は、申請書のほか、法人設立認証書、定款、代表権を有する者の資格を証する書面などです。

「代表権を有する者の資格を証する書面」とは、設立当初の役員を記載した定款と役員就任承諾書のことをいいます。

- ① 申請書
- ② 法人設立認証書
- ③ 定款
- ④ 役員就任承諾書
- ⑤ その他

(3) その他の注意事項

登記の際には、法人代表者の印鑑（例えば「特定非営利活動法人〇〇〇理事長の印」など）が必要になります。

法人代表者の印鑑は、一辺の長さが1cmを超え、3cm以内の正方形の中に収まるものなど、その規格等が定められています。

特定非営利活動法人の設立登記（変更登記）については、登録免許税が課税されません。

※ 登記に関する詳細は、必ず事務所の所在地を所轄する法務局にお問い合わせください。

4 設立登記後の手続

設立登記した法人は、遅滞なく、登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した設立登記完了届出書を群馬県に提出しなければなりません。(法第13条第2項)

なお、設立登記後、法人の事情に応じて、税金関係、労務関係などの手続が必要な場合がありますので、所轄する行政機関で手続を行ってください。

(1) 設立登記完了届出書等の提出

設立登記完了後の届出書類は次のとおりです(各1部提出)。

- ① 設立登記完了届出書(別記様式第3号)
- ② 登記事項証明書
- ③ 設立の時の財産目録

(2) 行政機関への手続

設立登記後、法人の事情に応じて、税金関係、労務関係などの手続が必要な場合がありますので、所轄する行政機関で手続を行ってください。

- | | |
|-------------|----------------------|
| ① 税金に関する事 | 税務署、行政県税事務所、市町村税務担当課 |
| ② 労働保険に関する事 | 労働局、労働基準監督署、公共職業安定所 |
| ③ 社会保険に関する事 | 日本年金機構年金事務所 |

第3章 設立申請書類記載例

申請書提出日 元号記入

(元号)〇〇年〇月〇日

群馬県知事 へ

設立総会で選出された設立代表者の個人の住所、氏名を住民票どおりに記載します。

申請者 住所又は居所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

氏 名 群馬 太郎

電話番号 027-223-1111

設立認証申請書

下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

- 1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 〇〇〇〇
記 法人名に「特定非営利活動法人」が付く場合には、忘れずに記載します。
- 2 代表者の氏名
群馬 太郎
設立総会で選出された法人の代表者（理事長等）の氏名を住民票どおりに記載します。
- 3 主たる事務所の所在地
群馬県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇-〇-〇などと略さずに記載します。アパート名等がある場合は、アパート名等も略さずに記載します。
- 4 その他の事務所の所在地
群馬県□□市□町□丁目□番地□
- 5 定款に記載された目的
この法人は、〇〇に対して、〇〇に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。
定款に記載されている目的（定款例では第3条）を条文どおりに記載します。

定款の作成について

定款とは、その法人の組織、活動等に関する基本的な事項を定めた規則のことです。
 法人は、法令の規定に従い、定款に記載された目的の範囲内で権利を有し、義務を負う（民法第43条）と定められており、定款は、法人を運営するための原則を定めると同時に、目的、事業内容などを社会的に明らかにするという意味があります。

(1) 定款の絶対的記載事項

定款の絶対的記載事項とは、法第11条の規定により、定款に必ず記載しなければならない事項です。

	絶対的記載事項	内 容	定款例の条文
1	目的	目的	3
2	名称	名称	1
3	特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類	法に定める20分野及び具体的な事業名	4、5
4	主たる事務所及びその他の事務所の所在地	その他の事務所はある場合のみ、最低でも市町村名まで記載	2
5	社員の資格の得喪に関する事項	会員種別、入会条件、会費、資格喪失の条件、退会、除名など	6～
6	役員に関する事項	種類及び定数、選任、職務、任期、解任、報酬など	13～
7	会議に関する事項	会議の種類、構成、権能、開催、招集、議長、定足数、議決数、議事録など（総会の招集方法は必ず記載）	21～
8	資産に関する事項	資産の構成、区分、管理など	40～
9	会計に関する事項	会計の方法、区分、予算、決算など	43～
10	事業年度	事業年度	50
11	「その他の事業」を行う場合には、その種類とその他当該「その他の事業」に関する事項	具体的な事業名、収益があった場合の充当など	5
12	解散に関する事項	事由、手続など	53
13	定款の変更に関する事項	手続など	52
14	公告の方法	合併や解散の際に債権者へ公告するための方法、貸借対照表の公告方法	56
15	設立当初の役員	役職名と氏名	附3

(2) 定款の相対的記載事項

定款の相対的記載事項とは、定款に必ず記載しなければならない事項（絶対的記載事項）の他に、定款に記載することによって法令が定める条件を変更することができる事項です。

団体に最も適した運営方法を考えて、必要に応じて定款に記載してください。

定款で特に定めのない場合は、法令の規定がそのまま適用されます。

相対的記載事項	内 容	定款例の条文
理事の代表権の制限	一人ひとりが法人を代表できる理事の代表権を制限することができます。	15
役員任期の伸長	法で定める2年以内の役員任期を社員総会が終結するまで伸長することができます。	16
臨時総会の開催請求に必要な社員数	法で定める臨時総会に必要な社員数1/5を増減できます。	24
総会の議決事項の事前通知原則の例外	総会における議決事項は事前に通知しなければなりません、例外規定をおくことができます。	28
総会の社員の書面表決、代理表決及び電磁的方法による表決の規定の変更	総会に関して社員の書面による表決及び代理人の出席が可能ですが、制限することができます。	29
理事などの役員に委任される法人の事務	定款の変更、合併、解散以外の事項について理事会で議決することができます。	32
総会の定款変更決議の特別多数要件の変更	社員の1/2以上の出席と、3/4以上の多数による定款変更の総会における議決を増減できます。	52
法定事由以外の解散事由	社員総会の決議、事業の成功の不能など法に定める事由以外の解散事由を定めることができます。	53
総会の解散決議の特別多数要件の変更	社員総数の3/4以上の多数による解散の総会における議決を増減できます。	53
解散時の残余財産の帰属先	残余財産の帰属先を特定非営利活動法人、他の公益法人などに指定することができます。	54
総会の合併決議の特別多数要件の変更	社員総数の3/4以上の多数による合併の総会における議決を増減できます。	55

「総会主導型」の定款例（※「理事会主導型」の定款例は42ページに記載）

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇と称する。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 「NPO法人〇〇〇〇」と称することもできます。
- ※ 登記する際に、使用できない文字（符号）がありますので、特殊な場合は最寄りの法務局に相談してください。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を群馬県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号に、従たる事務所を同県〇〇市〇町〇番地に置く。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 地番まで記載する場合は、「〇-〇-〇」などと省略せずに記載してください。
- ※ 従たる事務所を置かない場合は、下線部は不要ですので削除してください。
- ※ 2つ以上の都道府県に事務所を置く場合、主たる事務所を置く都道府県が所轄庁となります。

（目的）

第3条 この法人は、〇〇に対して、〇〇に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 法人は定款に定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うとされていますので、これらを明確にできる程度に具体的に記載してください。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇

：

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 法の別表に掲げられている活動のうち、該当する活動を記載します。

別表(第2条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動(本県では定めていません。)

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① ○○事業

② ○○事業

:

(2) その他の事業

① ○○事業

② ○○事業

:

※ 必ず記載する事項、登記する事項です。

※ 「その他の事業」を行わない場合は、(2)は不要です。この場合「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。」(下線部)を、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」と記載し、(1)○○

事業、(2)〇〇事業・・と事業名を記載することもできます。

- ※ 「その他の事業」とは、例えば特定非営利活動に係る事業の資金を得るため利益を目的に行う事業や、会員相互の親睦を図るための事業などが考えられます。
- ※ 許認可が必要な事業については、定款へ記載する事業名が例示されていることがあります。そのような場合、事前に関係機関へ記載内容を確認することをおすすめします。(例:介護保険法に基づく事業など)

2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

※ 「その他の事業」を行わない場合は、第2項は不要です。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の〇種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

※ 必ず記載する事項です。

※ 法上の「社員」にあたる会員を明確にします。

※ 活動会員、賛助会員など、正会員(社員)以外の種類の会員を定める場合は、正会員と区別して記載します。活動会員、賛助会員などを定めない場合は、記載する必要はありません。(下線部)

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

※ 必ず記載する事項です。

※ 正会員(社員)の資格取得に不当な条件を付けることはできません。条件を付ける場合は、目的などに照らして合理的かつ客観的なものでなければなりません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

※ 入会金や会費がない場合は、記載する必要はありません。
※ 理事会の議決事項にすることもできます。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

※ 必ず記載する事項です。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

※ 退会が任意であることを明確にするために規定するものです。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

※ 理事会の議決事項にすることもできます。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

※ 役員に関する事項は、必ず記載する事項です。

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 ○○人以上○○人以内

(2) 監事 ○○人以上○○人以内

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

※ 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上でなければなりません。

※ 定数については、○○人以上あるいは○人と定めることもできます。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

※ 第3項及び第4項は、それぞれ法第21条、第19条の引用です。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

※ 理事長が法人を代表することを定め、他の理事の代表権を制限する場合は、必ず記載する必要があります。その場合、次の第2項も明記することが望ましい規定です。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

※ 副理事長が1人だけの場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」(下線部)は不要ですので削除してください。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は

法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 16 条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※ 必ず記載する事項です。

※ 法第 24 条の規定により、役員任期は2年以内でなくてはなりません。

※ 第2項は、理事及び監事を総会で選任する場合にのみ規定することができます。

※ 第4項は、職務を行わなければならないだけで、理事又は監事であり続ける訳ではありません。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

※ 法第 22 条の引用です。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

※ 役員総数が5人までの場合は1人だけ、6~8人の場合は2人まで、9~11人の場

合は3人まで(以下略)、役員報酬を受けることができます。

※ 役員報酬とは、あくまで役員としての報酬ですので、理事が事務局長など職員を兼ねている場合で、その労働の対価として支払われる賃金等は含まれません。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

※ 会議に関する事項は、必ず記載する事項です。

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

※ 総会は、定款で理事会などの機関に委任された事項以外のすべての事項を決議する法人としての最高意思決定機関です。

※ (1) 定款の変更、(2) 解散、(3) 合併については、総会で議決しなければならず、理事会など他の機関に委任することはできません。

※ これ以外の事項は、理事会などの機関に委任することもできますが、その場合、他の条文と整合性をとってください。(この定款では、第8、14、18、19、45、48、49、51条が関連する条文です。)

(開催)

第24条 通常総会は、毎年〇回開催する。

※ 法第14条の2の規定により、毎年1回通常総会を開催しなければなりません。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

※ (2)の「5分の1」は定款で増減することもできます。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

※ 総会の招集方法は、必ず記載する事項です。

※ 第3項は、法14条の4の規定により、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。(「7日前まで」などと、それより以前にすることもできます。)

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

※ 総会の定足数について特に決まりはありませんが、運営実態や民主的な運営等を考え、最高意思決定機関としてふさわしい数を決定してください。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

※ 法第 14 条の 6 の規定により、あらかじめ通知しない事項についても、定款に規定することで議決することができます。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 法第 14 条の 9 の規定により、理事又は社員（正会員）が総会の目的である事項について提案した場合で、社員（正会員）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすことができます（いわゆるみなし総会決議）。その規定を入れる場合は、第 3 項として次のような規定となります。

「3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。」

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

※法第 14 条の9の規定による「みなし総会決議」を行った場合は、議事録に、(1)総会があったものとみなされた事項の内容 (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3)総会の決議があったものとみなされた日 (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 を記載する必要があります。これを規定する場合は、第3項として次のような規定となります。

「3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

※ 必ず記載する事項ではありませんが、理事会を設置する場合は、理事会の権能等を定款で定めておく必要があります。

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して○日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項、及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

※ 資産及び会計に関する事項は、必ず記載する事項です。

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

※ 事業の種類(この定款では第5条)に合わせて記載してください。

※ 定款に「その他の事業」の記載がない場合は、下線部は不要ですので削除してください。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事

長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

※ 「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、**正規の簿記の原則、真实性・明瞭性の原則、継続性の原則**をいいます。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

※ **事業の種類(この定款では第5条)に合わせて記載してください。**
※ **定款に「その他の事業」の記載がない場合は、下線部は不要ですので削除してください。**

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

※ **毎事業年度初めの3か月以内に事業報告書等を作成し、所轄庁に提出するとともに、事務所に備え置かなければなりません。**

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

※ **必ず記載する事項です。**

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- | |
|---|
| <p>※ 定款変更のための議決方法は、必ず記載する事項です。</p> <p>※ 定款の変更は、必ず総会の議決が必要です。</p> <p>※ 「4分の3以上」は、定款で増減することもできますが、定款で特に定めがない場合は、社員総数の2分の1以上が出席し、4分の3以上による議決が必要です。</p> <p>※ 法第 25 条第3項に規定する事項の変更は、所轄庁の認証を受けなければ効力が発生しません。具体的には次の事項を変更する場合は認証が必要です。(これらを定款に列挙しても構いません。)</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</p> <p>(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)</p> <p>(5) 社員の資格の得喪に関する事項</p> <p>(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)</p> <p>(7) 会議に関する事項</p> <p>(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項</p> <p>(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係る事項に限る。)</p> <p>(10) 定款の変更に関する事項</p> |
|---|

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

- | |
|--|
| <p>※ 解散に関する事項は、必ず記載する事項です。</p> <p>※ 第 2 項の「4分の3以上」は定款で増減することもできます。</p> |
|--|

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

- ※ 残余財産の帰属先は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから選定されなければなりません。
- ※ 具体的な譲渡先が決まっている場合は、「総会に出席した正会員の過半数をもって決した者」（下線部）に具体的な帰属先を規定することもできます。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- ※ 合併は、必ず総会の議決を必要とします。
- ※ 「4分の3以上」は定款で増減することもできます。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

- ※ 必ず記載する事項です。
- ※ 解散及び合併の公告は、官報に掲載して行うこと（法第 31 条の 10 第 4 項）とされています。
- ※ 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告の方法については、次のように定めることもできます。
その場合、下線部について、下記の表現を参考に變更してください。
 - (1) 日刊新聞紙による公告
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、
〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」
 - (2) 電子公告による公告
 - ① 法人のホームページを選択する場合
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」
 - ② 内閣府 NPO 法人ポータルサイトを選択する場合
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。」
 - ③ 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の広告方法を定める場合

「ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」

(3) 主たる事務所の公衆の見やすい場所

「ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」

※ 複数の方法を定める場合は、下線部は次のように記載します。

「ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」

第9章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	〇〇〇〇円、	年会費	〇〇〇〇円
(2) 活動会員	入会金	〇〇〇〇円、	年会費	〇〇〇〇円
(3) 賛助会員	入会金	〇〇〇〇円、	年会費	〇〇〇〇円

※ 入会金及び会費を当面徴収しない場合、「次に掲げる額とする。」(下線部)を「当分の間、徴収しないこととする。」と記載してください。

※ この定款の第6条に規定する会員の種別ごとに区分して記載してください。

- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から〇年〇月〇日までとする。

※ 設立当初の役員は、必ず記載する事項です。

※ 法第24条の規定により、役員の任期は2年以内でなくてはなりません。

※ 申請から認証まで必要な期間(1か月~2か月程度、最長で2か月と2週間)を考慮し、任期を設定してください。

※ 役員が不在となる期間が生じないよう、通常総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日と事業年度の末日は2~3か月程度ずらしておいた方が望ましいと言えます。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から〇年〇月〇日までとする。

※ 申請から認証まで必要な期間(1か月~2か月程度、最長で2か月と2週間)を考慮し、期間を設定してください。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	群馬 太郎	理事長
〃	〇〇 〇〇	副理事長
〃	〇〇 〇〇	副理事長
〃	〇〇 〇〇	
監事	〇〇 〇〇	
〃	〇〇 〇〇	

「理事会主導型」の定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇と称する。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 「NPO法人〇〇〇〇」と称することもできます。
- ※ 登記する際に、使用できない文字(符号)がありますので、特殊な場合は最寄りの法務局に相談してください。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号に、従たる事務所を同県〇〇市〇町〇〇番地に置く。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 地番まで記載する場合は、「〇-〇-〇」などと省略せずに記載してください。
- ※ 従たる事務所を置かない場合は、下線部は不要ですので削除してください。
- ※ 2つ以上の都道府県に事務所を置く場合、主たる事務所を置く都道府県が所轄庁となります。

(目的)

第3条 この法人は、〇〇に対して、〇〇に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 法人は定款に定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うとされていますので、これらを明確にできる程度に具体的に記載してください。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇
- ：

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 法の別表に掲げられている活動のうち、該当する活動を記載します。

別表(第2条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動(本県では定めていません。)

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① ○○事業

② ○○事業

:

(2) その他の事業

① ○○事業

② ○○事業

:

※ 必ず記載する事項、登記する事項です。

※ 「その他の事業」を行わない場合は、(2)は不要です。この場合「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。」(下線部)を、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」と記載し、(1)○○事業、(2)○○事業・・と事業名を記載することもできます。

- ※ 「その他の事業」とは、例えば特定非営利活動に係る事業の資金を得るため利益を目的に行う事業や、会員相互の親睦を図るための事業などが考えられます。
- ※ 許認可が必要な事業については、定款へ記載する事業名が例示されていることがあります。そのような場合、事前に関係機関へ記載内容を確認することをおすすめします。(例:介護保険法に基づく事業など)

2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

- ※ 「その他の事業」を行わない場合は、第2項は不要です。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

- ※ 必ず記載する事項です。
- ※ 法上の「社員」にあたる会員を明確にします。
- ※ 活動会員、賛助会員など、正会員(社員)以外の種類の会員を定める場合は、正会員と区別して記載します。活動会員、賛助会員などを定めない場合は、記載する必要はありません。(下線部)

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

- ※ 必ず記載する事項です。
- ※ 正会員(社員)の資格取得に不当な条件を付けることはできません。条件を付ける場合は、目的などに照らして合理的かつ客観的なものでなければなりません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

※ 入会金や会費がない場合は、記載する必要はありません。
※ 総会の議決事項にすることもできます。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

※ 必ず記載する事項です。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

※ 退会が任意であることを明確にするために規定するものです。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

※ 総会の議決事項にすることもできます。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

※ 役員に関する事項は、必ず記載する事項です。

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人以上○○人以内
- (2) 監事 ○○人以上○○人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

※ 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上でなければなりません。
※ 定数については、○○人以上あるいは○人と定めることもできます。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

※ 第3項及び第4項は、それぞれ法第21条、第19条の引用です。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

※ 理事長が法人を代表することを定め、他の理事の代表権を制限する場合は、必ず記載する必要があります。その場合、次の第2項も明記することが望ましい規定です。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

※ 副理事長が1人だけの場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」(下線部)は不要ですので削除してください。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※ **必ず記載する事項です。**
※ **法第24条の規定により、役員の任期は2年以内でなくてはなりません。**
※ **第3項は、職務を行わなければならないだけで、理事又は監事であり続ける訳ではありません。**

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

※ **役員総数が5人までの場合は1人だけ、6～8人の場合は2人まで、9～11人の場合は3人まで(以下略)、役員報酬を受けることができます。**
※ **役員報酬とは、あくまで役員としての報酬ですので、理事が事務局長など職員を兼ねている場合で、その労働の対価として支払われる賃金等は含まれません。**

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 総会

※ 会議に関する事項は、必ず記載する事項です。

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

※ 総会は、定款で理事会などの機関に委任された事項以外のすべての事項を決議する法人としての最高意思決定機関です。

※ (1) 定款の変更、(2) 解散、(3) 合併については、総会で議決しなければならず、理事会など他の機関に委任することはできません。

※ これら以外の事項は、理事会などの機関に委任することもできますが、その場合、他の条文と整合性をとってください。（この定款では、第 14、18、49 条が関連する条文です。）

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年〇回開催する。

※ 法第 14 条の 2 の規定により、毎年 1 回通常総会を開催しなければなりません。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

※ (2)の「5分の1」は定款で増減することもできます。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

※ 第3項は、法14条の4の規定により、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。(「7日前まで」などと、それより以前にすることもできます。)

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

※ 総会の定足数について特に決まりはありませんが、運営実態や民主的な運営等を考え、最高意思決定機関としてふさわしい数を決定してください。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 法第14条の9の規定により、理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合で、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすことができます(いわゆるみなし総会決議)。その規定を入れる場合は、第3項として次のような規定となります。

「3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたと

きは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。」

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

法第 14 条の 9 の規定による「みなし総会決議」を行った場合は、議事録に、(1) 総会があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会の決議があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 を記載する必要があります。これを規定する場合は、第 3 項として次のような規定となります。

「3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 」

第 5 章 理事会

※ 必ず記載する事項ではありませんが、理事会を設置する場合は、理事会の権能等を定款で定めておく必要があります。

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときには、その日から起算して○日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

※ 資産及び会計に関する事項は、必ず記載する事項です。

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

※ 事業の種類(この定款では第5条)に合わせて記載してください。

※ 定款に「その他の事業」の記載がない場合は、下線部は不要ですので削除してください。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

※ 「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、**正規の簿記の原則、真实性・明瞭性の原則、継続性の原則**をいいます。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

※ **事業の種類**(この定款では第 5 条)に合わせて記載してください。
※ 定款に「**その他の事業**」の記載がない場合は、**下線部は不要ですので削除してください。**

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承

認を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

※ 毎事業年度初めの3か月以内に事業報告書等を作成し、所轄庁に提出するとともに、事務所に備え置かなければなりません。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

※ 必ず記載する事項です。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

※ 定款変更のための議決方法は、必ず記載する事項です。
※ 定款の変更は、必ず総会の議決が必要です。
※ 「4分の3以上」は、定款で増減することもできますが、定款で特に定めがない場合は、社員総数の2分の1以上が出席し、4分の3以上による議決が必要です。
※ 法第 25 条第3項に規定する事項の変更は、所轄庁の認証を受けなければ効力が発生しません。具体的には次の事項を変更する場合は認証が必要です。(これらを定款に列挙しても構いません)。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係る事項に限る。)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

※ 解散に関する事項は、必ず記載する事項です。

※ 第 2 項の「4 分の 3 以上」は定款で増減することもできます。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

※ 残余財産の帰属先は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから選定されなければなりません。

※ 具体的な譲渡先が決まっている場合は、「総会に出席した正会員の過半数を持って決した者」(下線部)に具体的な帰属先を規定することもできます。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

※ 合併は、必ず総会の議決を必要とします。

※ 「4 分の 3 以上」は定款で増減することもできます。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

- ※ 必ず記載する事項です。
- ※ 解散及び合併の公告は、官報に掲載して行うこと(法第 31 条の 10 第 4 項)とされています。
- ※ 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告の方法については、次のように定めることもできます。
その場合、下線部について、下記の表現を参考に変更してください。
 - (1) 日刊新聞紙による公告
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」
 - (2) 電子公告による公告
 - ① 法人のホームページを選択する場合
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」
 - ② 内閣府 NPO 法人ポータルサイトを選択する場合
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。」
 - ③ 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の広告方法を定める場合
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」
 - (3) 主たる事務所の公衆の見やすい場所
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」
- ※ 複数の方法を定める場合は、下線部は次のように記載します。
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」

第 9 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 〇〇〇〇円、 年会費 〇〇〇〇円
 - (2) 活動会員 入会金 〇〇〇〇円、 年会費 〇〇〇〇円
 - (3) 賛助会員 入会金 〇〇〇〇円、 年会費 〇〇〇〇円

※入会金及び会費を当面徴収しない場合、「次に掲げる額とする。」(下線部)を「当分の間、徴収しないこととする。」と記載してください。

※この定款の第6条に規定する会員の種別ごとに区分して記載してください。

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成〇年〇月〇日までとする。

※設立当初の役員は、必ず記載する事項です。

※法第24条の規定により、役員任期は2年以内でなくてはなりません。

※申請から認証まで必要な期間(1か月～2か月程度、最長で2か月と2週間)を考慮し、任期を設定してください。

※役員が不在となる期間が生じないよう、通常総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日と事業年度の末日は2～3か月程度ずらしておいた方が望ましいといえます。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から平成〇年〇月〇日までとする。

※申請から認証まで必要な期間(1か月～2か月程度、最長で2か月と2週間)を考慮し、期間を設定してください。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	群馬 太郎	理事長
〃	〇〇 〇〇	副理事長

〃	〇〇 〇〇	副理事長
〃	〇〇 〇〇	
監事	〇〇 〇〇	
〃	〇〇 〇〇	

定款の附則に記載されている
設立当初の役員と一致しま
す。

役員名簿

「理事長」などの役職名は
備考欄に記載します。

特定非営利活動法人 ○○○○

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
	住民票どおりに記載します。			
理事	群馬 太郎	前橋市大手町一丁目1番1号	有	理事長
理事	○○ ○○	○○ ○○ ○-○-○などと略さずに 住民票どおりに記載します。	無	副理事長
理事	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○	無	副理事長
理事	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号	無	
理事	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○	無	
監事	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号 ○○アパート○号室	無	
監事	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号	無	
	法律上の役職名の「理事」「監事」 のいずれかを記載します。			

(元号)〇〇年〇月〇日

設立総会日か、それ以降の日の
就任を承諾した日を記載します。
元号記入。

特定非営利活動法人 〇〇〇〇 御中

写し(コピー)を提出し、
原本は団体で保管してく
ださい。

就任承諾書及び誓約書

〇-〇-〇などと略さずに
住民票どおりに記載します。

住所又は居所

〇〇郡〇〇町大字〇〇番地の〇

氏名 〇〇 〇〇

住民票どおりに
本人が自署します

理事か監事のいずれかを記載します。

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非
営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないこと
を誓約します。

住民基本台帳ネットワークの利用を希望し、
住民票の添付を省略する場合は、その旨を
就任承諾書及び誓約書に記載します。

住民基本台帳ネットワークの利用を希望し、
住所又は居所を証する書面の添付を省略し
ます。生年月日 (元号)〇〇年〇月〇日

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができ
ない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくな
った日から二年を経過しない者
 - 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十
二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて
同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二
百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しく
は暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金
の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二
年を経過しない者
 - 四 暴力団の構成員等
 - 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役
員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
 - 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
- 第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の
親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員

「各役員の住所又は居所を証する書面」(次の書面)を添付します。

1 住民基本台帳法の適用を受ける者 →住民票

2 外国に住む日本人や外国人 →住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面
(翻訳者を明らかにした翻訳文を添付)

※いずれも申請日前6ヶ月以内に交付されたものを提出してください

社員のうち10人以上の者の名簿

社員が10人以上いるか確認するためのものですので、社員を全員記載する必要はなく、10人以上の氏名及び住所又は居所を記載します。

特定非営利活動法人 ○○○○

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	群馬 太郎	前橋市大手町一丁目1番1号
2	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○
3	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号
4	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○
5	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号
6	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○
7	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号
8	○○ ○○	○○郡○○町大字○○番地の○
9	○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号
10	株式会社 ○○○○ 代表取締役社長○○ ○○	○○市○町○丁目○番○号

法人・団体会員の場合は、氏名欄に「法人・団体名」「代表者の氏名」を記載します。

確 認 書

特定非営利活動法人 ○○○○は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、(元号)○○年○月○日に開催された設立総会において確認しました。

(元号)○○年○月○日

設立総会日か、それ以降の日の作成した日を記載します。
元号記入

○-○-○などと略さずに住民票どおりに記載します。

特定非営利活動法人 ○○○○

設立代表者 住所又は居所

前橋市大手町一丁目1番1号

氏名 群馬 太郎

住民票どおりに記載します。

法第2条第2項第2号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

法第12条第1項第3号

- ・ 暴力団でないこと。
- ・ 暴力団の統制下にある団体でないこと。
- ・ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと。
- ・ 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

法人の目的や設立する理由、法人が行う活動、事業の必要性、設立に至るまでの経緯などを第三者にも分かるよう記載します。形式や表現は特に規定されていません。

2 設立申請に至るまでの経過

(元号)〇〇年〇月〇日

設立総会日か、それ以降の日の作成した日を記載します。
元号記入

〇-〇-〇などと略さずに
住民票どおりに記載します。

特定非営利活動法人 〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所

前橋市大手町一丁目1番1号

氏名 群馬 太郎

住民票どおりに記載します。

写し(コピー)を提出し、
原本は団体で保管してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

1 日 時 〇〇年〇月〇日 午前10時～午前11時30分

2 場 所 〇〇〇〇(〇〇市〇町〇丁目〇番〇号)

所在地も記載してください。

3 出席者数 〇〇人

(うち委任状による出席者〇〇人、書面又は電磁的方法による出席者〇〇人)

4 審議事項

第1号議案 特定非営利活動法人 〇〇〇〇設立の件

第2号議案 定款に関する件

第3号議案 役員に関する件

第4号議案 事業計画及び活動予算に関する件

第5号議案 入会金及び会費に関する件

第6号議案 事務所の所在地に関する件

第7号議案 確認書に関する件

第8号議案 設立代表者選任に関する件

5 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 開会

総会成立の要件を満たしていることが報告され、本総会が成立することを確認した。

(2) 議長の選出

議長の選任について諮ったところ、〇〇 〇〇氏が満場一致で選出された。

(3) 議案の審議

第1号議案 特定非営利活動法人 〇〇〇〇設立の件

設立趣旨書を配付し、この趣旨で特定非営利活動法人 〇〇〇〇を設立したい旨を諮ったところ、異議なく可決された。

第2号議案 定款に関する件

定款案を配付し、逐条審議したところ、原案どおり異議なく可決された。

第3号議案 役員に関する件

議長から役員について諮り、審議の結果、理事に群馬 太郎 氏、〇〇 〇〇氏、〇〇 〇〇氏、〇〇 〇〇氏、〇〇 〇〇氏、監事に〇〇 〇〇氏、〇〇 〇〇氏とすることを全員異議なく決定した。また、理事のうち群馬 太郎 氏を理事長に、〇〇 〇〇氏及び〇〇 〇〇氏を副理事長にすることを全員異議なく承

認した。

第4号議案 事業計画及び活動予算に関する件

議長から令和〇〇年度及び令和〇〇年度の事業計画案並びに活動予算案を説明し、審議したところ、原案どおり異議なく可決された。

第5号議案 入会金及び会費に関する件

議長から、正会員の入会金は〇〇〇〇円、年会費は〇〇〇〇円、活動会員の入会金は〇〇〇〇円、年会費は〇〇〇〇円、賛助会員の入会金は〇〇〇〇円、年会費は〇〇〇〇円としたい旨を諮ったところ、異議なく可決された。

第6号議案 事務所の所在地に関する件

議長から、法人の事務所の所在地について諮り、審議の結果、群馬県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号とすることを満場一致で決定した。

第7号議案 確認書に関する件

特定非営利活動法人 〇〇〇〇が、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号の規定に該当することを、満場一致で確認した。

第8号議案 設立代表者選任に関する件

議長から、群馬県に対する設立認証申請等の法人の設立手続きに関する設立代表者を選任し、申請手続上の一切の権限(申請書類の軽微な事項の修正を含む)を委任したい旨を諮り、審議の結果、群馬 太郎 氏を設立代表者として選任することを満場一致で決定した。

(4) 閉会

6 議事録署名人選任の件

議長から、本日出席の〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を議事録署名人として選任したい旨を諮ったところ、満場一致で選任された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

(元号)〇〇年〇月〇日

議長 群馬 太郎

議事録署名人 〇〇 〇〇

同 〇〇 〇〇

法人の定款で規定する総会議事録の署名方法に準じて署名してください。押印の有無については、法人の判断で決めてください。

設立当初の年度と翌年度の年度を作成します。翌年度の活動予算書の様式例は次のシートで確認してください。

設立「初年度」の活動予算書

〇〇年度 活動予算書

法人成立の日から××年×月×日まで

設立当初の年度の始期は「法人成立の日から」と記載します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金			××
施設等受入評価益			××
.....			××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×		××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息			×××
雑収益			×××
.....			×××
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			×××
法定福利費			×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計			×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××

その他の事業を実施しない場合は、「その他の事業」欄を設けず、表の脚注に「※その他の事業を実施しない」旨を記載します。

「事業費」と「管理費」について、「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

事業費
 ・法人の目的とする事業を行うために直接要する人件費やその他の経費

管理費
 ・各種の事業を管理するための経費で、総会等の開催運営費、事務所の

「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
設立時正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

その他の事業で得た利益の振替額です。

設立時に正味財産がある場合に記載してください。

設立「翌年度」の活動予算書

〇〇年度 活動予算書

2年目の事業年度を記載
します。

××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	××		×
施設等受入評価益	××		×
.....	××		×
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息			×
雑収益			×
.....			×
経常収益計			×
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			×
法定福利費			×
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計			×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××

その他の事業を実施しない場合は、「その他の事業」欄を設けず、表の脚注に「※その他の事業を実施しない」旨を記載します。

「事業費」と「管理費」について、「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

事業費
・法人の目的とする事業を行うために直接要する人件費やその他の経費

管理費
・各種の事業を管理するための経費で、総会等の開催運営費、事務所の

「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

その他経費計		×××		×××
管理費計		×××		×××
経常費用計		×××	×××	×××
当期経常増減額		×××	×××	×××
Ⅲ 経常外収益				
1. 固定資産売却益		×××		×××
.....		×××		×××
経常外収益計		×××		×××
Ⅳ 経常外費用				
1. 過年度損益修正損		×××		×××
.....		××		×××
経常外費用計		××		×××
経理区分振替額		×××	△×××	×××
当期正味財産増減額		×××	×××	×××
前期繰越正味財産額				×××
次期繰越正味財産額				×××

その他の事業で得た利益の振替額です。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致します。

特定非営利活動促進法

発令 　　：平成 10 年 3 月 25 日号外法律第 7 号

最終改正：令和 2 年 12 月 9 日号外法律第 72 号

改正内容：令和 2 年 12 月 9 日号外法律第 72 号[令和 3 年 6 月 9 日]

○特定非営利活動促進法

[平成十年三月二十五日号外法律第七号]

[総理・大蔵・自治大臣署名]

特定非営利活動促進法をここに公布する。

特定非営利活動促進法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則（第三条–第九条）

第二節 設立（第十条–第十四条）

第三節 管理（第十四条の二–第三十条）

第四節 解散及び合併（第三十一条–第四十条）

第五節 監督（第四十一条–第四十三条の三）

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人（第四十四条–第五十七条）

第二節 特例認定特定非営利活動法人（第五十八条–第六十二条）

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併（第六十三条）

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督（第六十四条–第六十九条）

第四章 税法上の特例（第七十条・第七十一条）

第五章 雑則（第七十二条–第七十六条）

第六章 罰則（第七十七条–第八十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるとこ

るにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の名又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 特定添付書類に記載された事項

3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定が

されるまでの間、行うものとする。

- 4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当する

ものであること。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）

ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

（成立の時期等）

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

（財産目録の作成及び備置き）

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

（通常社員総会）

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

（臨時社員総会）

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

- 2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
- 3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。
- 4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

- 2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員 of 欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散

当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員任期)

第二十四条 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

(定款変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び

翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

- 5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければ

ればならない。

- 2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。
- 3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。
 - 一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）
 - 二 役員名簿
 - 三 定款等
（貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
 - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
 - 3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
 - 4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項

において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

- 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。
- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

(事業報告書等の提出)

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去五年間に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類(事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済するこ

とができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除〔平成二三年五月法律五三号〕

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- 2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。
- 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

- 2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合には、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除〔平成一八年六月法律五〇号〕

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令

を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

- 一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

- 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

- 三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

- 3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（１）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（２）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（２）及び（３）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（１） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（１）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

（２） 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

（３） 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（２）に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都

を含む。)又は市町村(特別区を含む。)の区域内に事務所を有するものに限る。)であること。

二 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者(当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。)

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者(前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、(4)に掲げる者を除く。)である活動(会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。)

(1) 会員等

(2) 特定の団体の構成員

(3) 特定の職域に属する者

(4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。
- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類
- 六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。
- 七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
- 九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。
- （合併特定非営利活動法人に関する適用）
- 第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長
- 二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

（認定の通知等）

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 名称
- 二 代表者の氏名
- 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

（名称等の使用制限）

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（認定の有効期間及びその更新）

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）か

ら起算して五年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。

- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。
- 5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 一 前事業年度の寄附者名簿
- 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

- 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第

三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類(過去五年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき(第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき)。
- 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき)。
- 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

- 2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

- 2 第四十四条第二項(第一号に係る部分を除く。)及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年(同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年)」とあるのは、「二年」と読み替える

ものとする。

(特例認定の基準)

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。
- 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- 三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

(特例認定の有効期間)

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

(特例認定の失効)

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

- 一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。
- 二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

- 2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。
- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

（報告及び検査）

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項におい

- て「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。)に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
 - 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
 - 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
 - 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
- 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等
(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。

三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し(第六十九条において「認定の取消し」という。)及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し(同条において「特例認定の取消し」という。)について準用する。

(所轄庁への意見等)

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であって、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

(情報の提供等)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項(第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による提出及び第十条第二項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧、第十二条第三項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第十三条第二項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項(第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による交付、第四十四条第二項(第五十一条第五項、第五十八条第二項(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による提出、第四十九条第一項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十二条第二項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十三条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出並びに第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使

用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一〇年六月政令二二九号により、平成一〇・一二・一から施行]

(検討)

- 2 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(経過措置)

- 3 この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に行われた第十条第一項の認証の申請についての第十二条第二項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「この法律の施行後十月以内」とする。

(地方税法の一部改正)

- 4 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(経済企画庁設置法の一部改正)

- 5 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成一一年一二月八日法律第一五一号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一～二十五 [略]

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

[平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄]

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成十二年六月七日法律第一一一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成十三年一月五日法律第一三八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則〔平成十四年七月三日法律第七九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成十四年一月二日法律第一三八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成十四年一月一三日法律第一五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日〔平成一五年二月三日〕から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一四年一二月一八日法律第一七三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第五条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際新法第五条第一項に規定するその他の事業（この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第五条第一項に規定する収益事業を除く。）を行っている特定非営利活動法人の当該その他の事業については、新法第十一条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る認証の基準については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人（特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。次項において同じ。）については、新法第十一条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る新法第二十七条第四号、第二十八条第一項及び第二十九条第一項並びに附則第二条第一項の規定の適用については、新法第二十七条第四号中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、新法第二十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、「前事業年度」とあるのは「前年」と、「翌々事業年度」とあるのは「その年の翌々年」と、新法第二十九条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、附則第二条第一項中「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度」とあるのは「平成十六年一月一日（同日前

に当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日」と、「施行日前に開始した事業年度」とあるのは「平成十五年十二月三十一日（同日までに当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日の前日）までの期間」とする。

附 則〔平成一五年四月九日法律第二三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際、現に総務省の外局として置かれている公正取引委員会は、この法律による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十七条第一項の規定に基づいて置かれる公正取引委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一六年六月二日法律第七六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日〔平成一七年一月一日〕から施行する。〔後略〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。〔後略〕

2～5 〔略〕

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一六年六月一八日法律第一二四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法〔不動産登記法＝平成一六年六月法律第一二三号〕の施行の日〔平成一七年三月七日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一六年一二月一日法律第一四七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一七年三月政令三六号により、平成一七・四・一から施行〕

附 則〔平成一六年一二月一日法律第一五〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一六年一二月三日法律第一五四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。〔後略〕

〔平成一六年一二月政令四二六号により、平成一六・一二・三〇から施行〕

(処分等の効力)

第二百一十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二百二十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔平成一七年七月二六日法律第八七号抄〕

(特定非営利活動促進法の一部改正に伴う経過措置)

第六百六十三条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の特定非営利活動促進法第三十一条第一項各号に掲げる事由により特定非営利活動法人が解散した場合における特定非営利活動法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の特定非営利活動促進法の定めるところによる。

第十二章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)

第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五百二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一七年七月二六日法律第八七号〕

この法律は、会社法〔平成一七年七月法律第八六号〕の施行の日〔平成一八年五月一日〕から施行する。〔後略〕

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(特定非営利活動促進法の一部改正に伴う経過措置)

第百六十五条 前条の規定による改正後の特定非営利活動促進法第十一条第三項第二号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

2 この法律の施行の際現に存する特定非営利活動法人の定款における旧民法第三十四条の規定により設立された法人を残余財産の帰属すべき者とする旨の記載は、公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を残余財産の帰属すべき者とする旨の記載とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二〇年三月三十一日法律第九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の公布の日〔平成二〇年四月三〇日〕から施行する。

附 則〔平成二〇年四月三〇日法律第二三号抄〕

沿革

平成二〇年 三月三十一日号外法律第九号〔国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律附則二条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 〔略〕

五 次に掲げる規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

イ 〔略〕

ロ 〔前略〕附則第九十七条、第四百四条、第四百五条、第四百七条、第四百八条及び第四百十一条の規定

ハ～ト 〔略〕

六～九 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第百十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）

第百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二〇年五月二日法律第二六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二〇年五月二日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

〔平成二三年五月二五日法律第五三号抄〕

（罰則に関する経過措置）

第百六十八条 第六条又は第七条に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの法律の他の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百六十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二三年五月二五日法律第五三号〕

この法律は、新非訟事件手続法〔非訟事件手続法＝平成二三年五月法律第五一号〕の施行の日〔平成二五年一月一日〕から施行する。

附 則〔平成二三年六月二二日法律第七〇号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧特定非営利活動促進法」という。）の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁（次項において「旧所轄庁」という。）に対してされた申請等（申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。）は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新特定非営利活動促進法」という。）第九条の所轄庁（同項において「新所轄庁」という。）に対してされたものとする。

2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の長に対し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

（認証の申請に関する経過措置）

第三条 新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。

3 前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

（役員名簿に関する経過措置）

第四条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第二十九条に掲げる書類を提出するとき（施行日以後に新特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定により変更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。）は、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を併せて提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

（定款の変更に関する経過措置）

第五条 新特定非営利活動促進法第二十五条第三項及び第四項の規定は施行日以後に同条第三項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第六項の規定は

施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

- 2 新特定非営利活動促進法第二十五条第七項の規定は、施行日以後に同条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

(事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置)

第六条 新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

- 2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。

- 3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

- 4 新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

(仮認定に関する経過措置)

第七条 施行日から起算して三年を経過する日までの間に新特定非営利活動促進法第五十八条第二項の規定により準用する新特定非営利活動促進法第四十四条第二項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第五十九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第九条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 施行日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人のその認定の有効期間については、なお従前の例による。

- 2 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定の申請につき、国税庁長官が施行日以後に行う同項の認定については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人（施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例により同条第三項の認定を受けた法人を含み、新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を除く。）の国税庁長官が施行日以後に行う旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項の認定の取消しについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人（施行日以後に第二項の規定に基づきなお従前の例により同条第三項の認定を受けた法人を含み、施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を取り消された法人、その認定の有効期間が終了した法人及び新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を除く。以下「旧認定特定非営利活動法人」という。）については、新特定非営利活動促進法第五十条第一項の規定は、適用しない。
- 5 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条の十八の二の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 6 個人が平成二十四年以後の各年において支出する寄附金の額のうち旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第四十一条の十八の二の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。
- 7 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税（次項に規定する事業年度分の法人税を除く。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 8 旧認定特定非営利活動法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十六条第一項」とあるのは「第七十条第一項」と、「同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適用する場合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。））」とあるのは「同条第四項中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第八項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）が」と、同条第五

項中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人が」とする。

- 9 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 10 法人が施行日以後に終了する事業年度において支出する寄附金の額のうち旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「をいう。）」とあるのは「をいい、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）に規定する旧認定特定非営利活動法人を含む。）」と、「同条第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項」とする。
- 11 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定を取り消された法人について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第九項に規定する認定を取り消された法人については、なお従前の例による。
- 12 施行日以後に第三項の規定に基づきなお従前の例により認定を取り消された法人については、旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第九項から第十一項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第九項中「第三項」とあるのは、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項」とする。
- 13 新租税特別措置法第六十八条の九十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 14 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に終了する連結事業年度において支出する寄附金の額のうち旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第六十八条の九十六第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「をいう。）」とあるのは「をいい、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）に規定する旧認定特定非営利活動法人を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

1 5 新租税特別措置法第七十条第十項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

1 6 施行日以後に相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を新租税特別措置法第七十条第一項に規定する申告書の提出期限までに旧認定特定非営利活動法人に対し、当該旧認定特定非営利活動法人の行う新特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）をする場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第七十条第十項の規定を適用する。

（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新地方税法」という。）第四十五条の二の規定は、平成二十五年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三十七条の二第一項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

3 旧認定特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法第四十五条の二の規定を適用する。

4 新地方税法第三百十七條の二の規定は、平成二十五年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三百十四條の七第一項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

6 旧認定特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法第三百十七條の二の規定を適用する。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十四条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十五条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十七条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(政令への委任)

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二四年八月一日法律第五三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二四年一〇月政令二五七号により、平成二四・一〇・三〇から施行〕

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二四年一〇月政令二六〇号により、平成二五・一・三〇から施行〕

二 〔略〕

附 則〔平成二五年一一月二七日法律第八六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二六年四月政令一六五号により、平成二六・五・二〇から施行〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成二八年六月七日法律第七〇号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二八年一二月政令三六九号により、平成二九・四・一から施行〕

一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日

二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二九年一二月政令三〇〇号により、平成三〇・一〇・一から施行〕

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(事業報告書等に関する経過措置)

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

(貸借対照表の公告に関する経過措置)

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる

規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

（認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置）

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

（仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二第一項ただし書及び第三百七条の二第一項ただし書

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第一項及び第六十六条の十一の二第二項

(処分等の効力)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十四条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [令和元年五月三十一日法律第一六号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔令和元年一二月政令一八二号により、令和元・一二・一六から施行〕

附 則〔令和元年六月一四日法律第三七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条〔中略〕の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三・四 〔略〕

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和二年三月三十一日法律第八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 〔略〕

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

イ 〔略〕

ロ 〔前略〕附則第十四条から第十八条まで、〔中略〕第一百五十九条から第一百六十二条まで〔中略〕の規定

ハ～ナ 〔略〕

六～十二 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第一百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することと

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和二年一月九日法律第七二号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第五条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた認証の申請があった場合における前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(情報通信技術の利用のための措置)

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

○群馬県特定非営利活動促進法施行条例

(平成十年十月十六日条例第三十八号)

改正

平成一五年 三月一七日条例第二五号

平成二〇年一〇月二三日条例第四四号

平成二四年 三月二七日条例第二〇号

平成二四年一〇月二六日条例第六九号

平成二八年一二月二二日条例第八四号

令和 元年一二月二四日条例第二〇号

令和 三年 三月二六日条例第一〇号

令和 五年一二月二一日条例第五四号

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第二条 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第十条第一項第二号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し

二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面

3 前項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 前二項に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものでなければならない。

5 第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構（第四条の二において「機構」という。）から当該役員に係る同法第三十条の九の機構保存本人確認情報（第四条の二において「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報（第四条の二において「都道府県知事保存本人確認情報」という。）を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。

(縦覧期間中の補正)

第三条 法第十条第四項に規定する軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

2 法第十条第一項の申請をした者が同条第四項の規定により申請書の不備を補正する場合は、規則で定めるところにより、補正後の申請書又はこれに添付する書類を

添付した補正書を知事に提出しなければならない。

(みなし総会決議に係る社員総会の議事録)

第四条 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があったものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(役員の変更等の届出に係る提出書類の特例)

第四条の二 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における第二条第二項第一号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第二十三条第二項の規定による提出をすることを要しない。

(定款変更の認証申請)

第五条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第三項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、同条第四項に掲げる書類(所轄庁の変更を伴う定款変更の場合にあっては、法第二十六条第二項に掲げる書類)を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 第三条の規定は、前項の申請書について準用する。

(定款変更の届出)

第六条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第六項(法第五十二条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。第八条において同じ。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する定款の変更をしたときは、規則で定めるところにより、法第二十五条第六項に掲げる書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第七条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第七項の規定による定款の変更に係る登記をしたときは、規則で定めるところにより、同項に掲げる書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第八条 法第二十九条(法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第九条 法第三十条の規定による閲覧及び謄写について必要な事項は、知事が別に定める。

(合併の認証申請)

第十条 特定非営利活動法人は、法第三十四条第三項の認証を受けようとするときは、

規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第二条第二項から第五項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

3 第三条の規定は、第一項の申請書について準用する。

(認定の申請)

第十一条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

(認定の有効期間の更新申請)

第十二条 法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第五項の規定において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、これらの書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(認定特定非営利活動法人の定款変更等に関する書類の提出)

第十三条 第六条から第八条までの規定は、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの(次項及び次条第四項において「非所轄法人」という。)について準用する。

2 非所轄法人が法第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、規則で定めるところにより、法第五十二条第二項に掲げる書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第十四条 認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を添付した提出書を、毎事業年度初めの三月以内に、知事に提出しなければならない。ただし、同項第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、法第五十四条第三項の書類を、事後遅滞なく、知事に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、非所轄法人について準用する。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第十五条 法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について必要な事項は、知事が別に定める。

(特例認定の申請)

第十六条 法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第二項において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

(特例認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第十七条 第十三条から第十五条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併の認定の申請)

第十八条 法第六十三条第一項又は第二項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第十条の申請書の提出に併せて、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法による手続)

第十九条 法第七十四条に規定する手続を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条から第八条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、規則で定める方法によるものとする。

(電磁的記録による保存)

第二十条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。)第三条第一項の条例で定める保存は、次に掲げる書面の備置きとする。

- 一 法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による財産目録の備置き
 - 二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の備置き
 - 三 法第二十八条第二項の規定による役員名簿及び定款等の備置き
 - 四 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の備置き
 - 五 法第五十四条第一項(法第六十二条(法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の備置き
 - 六 法第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類及び同条第三項の書類の備置き
- 2 特定非営利活動法人は、電子文書法第三条第一項の規定により前項に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合にあっては、規則で定める方法により行わなければならない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合にあっては、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成)

第二十一条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、次に掲げる書面の作成とする。

- 一 法第十四条の規定による財産目録の作成
- 二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成
- 三 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の作成

四 法第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類及び同条第三項の書類の作成

2 特定非営利活動法人は、電子文書法第四条第一項の規定により前項各号に規定する書類の作成に代えて当該書類に係る電磁的記録の作成を行う場合にあつては、規則で定める方法により行わなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第二十二條 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、次に掲げる書類の閲覧とする。

一 法第二十八条第三項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧

二 法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同号イ及びロに掲げる書類の閲覧

三 法第五十二条第四項及び第五項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧

四 法第五十四条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類の閲覧

2 特定非営利活動法人は、電子文書法第五条第一項の規定により前項に規定する書類の閲覧に代えて当該書類に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合にあつては、規則で定める方法により行わなければならない。

（委任）

第二十三條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十七日条例第二十五号）

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成二十年十月二十三日条例第四十四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

（群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止）

2 群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例（平成十七年群馬県条例第二十四号）は、廃止する。

（群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の規定により行われた縦覧その他の行為は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例の相当規定により行われた縦覧その他の行為とみなす。

(群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止)

- 4 群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例(平成十七年群馬県条例第六十号)は、廃止する。

(群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の規定により行われた保存その他の行為は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例の相当規定により行われた保存その他の行為とみなす。

附 則(平成二十四年三月二十七日条例第二十号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年十月二十六日条例第六十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十八年十二月二十二日条例第八十四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例第十四条第三項(同条第四項及び同条例第十七条において準用する場合を含む。)、第二十条第一項第六号、第二十一条第一項第四号及び第二十二条第一項第四号の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の提出等については、なお従前の例による。

附 則(令和元年十二月二十四日条例第二十号)

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日から施行する。

附 則(令和三年三月二十六日条例第十号)

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

附 則(令和五年十二月二十一日条例第五四号)

この条例は、令和六年三月一日から施行する。

○群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則
(平成十年十月十六日規則第七十八号)

改正

平成一五年 三月三十一日規則第一七号
平成一七年 三月 四日規則第一七号
平成二〇年一〇月二三日規則第七〇号
平成二一年一一月一七日規則第七八号
平成二四年 三月三〇日規則第一四号
平成二八年 三月二一日規則第一二号
令和三年 三月三十一日規則第一〇八号
令和 六年 二月二七日規則第三号

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則をここに公布する。

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年群馬県条例第三十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第二条 条例第二条第一項の申請書は、設立認証申請書（別記様式第一号）とする。

(縦覧期間中の補正)

第三条 条例第三条第二項（条例第五条第二項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）の補正書は、補正書（別記様式第二号）とする。

(設立登記完了の届出)

第四条 特定非営利活動法人は、法第十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、設立登記完了届出書（別記様式第三号）に同項の書類を添えて知事に届け出なければならない。

(役員の変更等の届出)

第五条 特定非営利活動法人は、法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。以下この条、第七条第二項、第八条及び第九条において同じ。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、役員変更等届出書（別記様式第四号）に変更後の役員名簿を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第二十三条第二項（法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における条例第二条第四項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款変更の認証申請)

第六条 条例第五条第一項の申請書は、定款変更認証申請書（別記様式第五号）とする。

(定款変更の届出)

第七条 条例第六条の届出書は、定款変更届出書（別記様式第六号）とする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第八条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第七項（法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、定款の変更の登記完了提出書（別記様式第七号）に登記事項証明書及び変更後の定款（法第二十五条第三項の規定による認証を受けた場合に限る。）を添えて知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第九条 特定非営利活動法人は、法第二十九条（法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、事業報告書等提出書（別記様式第八号）に法第二十八条第三項第一号に規定する事業報告書等を添えて提出しなければならない。

（成功の不能による解散の認定申請）

第十条 特定非営利活動法人は、法第三十一条第二項の認定を受けようとするときは、解散認定申請書（別記様式第九号）に同条第三項の書面を添えて知事に提出しなければならない。

（解散等の届出）

第十一条 清算人は、法第三十一条第四項の規定による届出をしようとするときは、解散届出書（別記様式第十号）に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

2 清算人は、法第三十一条の八の規定による届出をしようとするときは、清算人就任届出書（別記様式第十一号）に当該届出に係る清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

（残余財産の譲渡の認証申請）

第十二条 清算人は、法第三十二条第二項の認証を受けようとするときは、残余財産譲渡認証申請書（別記様式第十二号）を知事に提出しなければならない。

（清算終了の届出）

第十三条 清算人は、法第三十二条の三の規定による届出をしようとするときは、清算終了届出書（別記様式第十三号）に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

（合併の認証申請）

第十四条 条例第十条第一項の申請書は、合併認証申請書（別記様式第十四号）とする。

（合併の場合の財産目録等の備置き等）

第十五条 法第三十五条第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

（合併の登記完了の届出）

第十六条 特定非営利活動法人は、法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、合併登記完了届出書（別記様式第十五号）に同項に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（身分証明書）

第十七条 法第四十一条第三項の職員の身分を示す証明書は、特定非営利活動法人検査員証（別記様式第十六号）とする。

（認定申請）

第十八条 条例第十一条の申請書は、認定を受けるための申請書（別記様式第十七号）とする。

（有効期間の更新申請）

第十九条 条例第十二条の申請書は、認定の有効期間の更新の申請書（別記様式第十八号）とする。

（定款の変更に関する書類の提出）

第二十条 条例第十三条第二項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の提出書は、定款変更の認証を受けた場合の提出書（別記様式第十九号）とする。

（代表者の氏名の変更の届出）

第二十一条 認定特定非営利活動法人は、法第五十三条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、代表者変更届出書（別記様式第二十号）を知事に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第二十二条 認定特定非営利活動法人は、条例第十四条第一項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、役員報酬規程等提出書（別記様式第二十一号）に法第五十四条 第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については資産の譲渡等に係る事業の料金や条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を添えて提出しなければならない。ただし、法第五十四条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、条例第十四条第二項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、助成金の支給を行った場合の実績の提出書（別記様式第二十二号）に法第五十四条第三項の書類を添えて提出しなければならない。

（特例認定の申請）

第二十三条 条例第十六条の申請書は、特例認定を受けるための申請書（別記様式第二十四号）とする。

（合併の認定の申請）

第二十四条 条例第十八条の申請書は、合併の認定を受けるための申請書（別記様式第二十五号）とする。

（情報通信の技術を利用する方法による手続を行う方法）

第二十五条 条例第十九条に規定する規則で定める方法については、群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年群馬県規則第五十一号）第四条から第六条までの規定を準用する。

2 条例第十九条に規定する場合における届出及び提出について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第六項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、届出又は提出に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合とする。

（電磁的記録による保存の方法）

第二十六条 条例第二十条第二項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

（電磁的記録による作成の方法）

第二十七条 条例第二十一条第二項に規定する規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（電磁的記録による縦覧等の方法）

第二十八条 条例第二十二条第二項に規定する規則で定める方法は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

（委任）

第二十九条 条例及びこの規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月三十一日規則第十七号）

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月四日規則第十七号）

- 1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成二十年十月二十三日規則第七十号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十一年十一月十七日規則第七十八号）

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第十四号）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成二十九年三月二一日規則第一二二号）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規程により提出されている申請書は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当規定により提出されているものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和三年三月三十一日規則第百九号）

- 1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。ただし、別記様式第一号の改正規定、別記様式第二号の改正規定（「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める部分を除く。）並びに別記様式第三号から別記様式第十五号まで、別記様式第十七号から別記様式二十二号まで、別記様式第二十四号及び別記様式第二十五号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行（前項ただし書に規定する改正規定にあっては、同項ただし書の規定による施行をいう。次項において同じ。）の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書等は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和六年二月二十七日規則第三号）

- 1 この規則は、令和六年三月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。

組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄）

最終改正：令和四年九月一日政令第二百四十九号

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に行わなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の

氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

第十一条から第十三まで 削除

(登記の囑託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を囑託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

（登記簿）

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて

同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 分割をする組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除

く。)の登記事項証明書

二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条、第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条から第四百八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継(以下「承継」という。)による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

(特則)

第二十六条 (略)

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

【参考】商業登記法（組合等登記令第二十五条関係）（抄）

第十九条官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

年 月 日

群馬県知事 あて

申請者 住所又は居所
氏 名
電 話 番 号

設 立 認 証 申 請 書

下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

注1 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。また、ビル等に所在する場合は、その建物の名称及び所在階数まで記載すること。

2 申請書には次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面
- (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- (6) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (7) 設立趣旨書
- (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）

年 月 日

群馬県知事 あて

申請者若しくは代表者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
申請者又は代表者名
電話番号

補正書

年 月 日に申請した[補正する書類の種類]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）
第10条第4項
第25条第5項において準用する法第10条第4項
第34条第5項において準用する法第10条第4項
の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

- 注1 [補正する書類の種類]には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する定款」等）を記載すること。
- 2 「1 補正の内容」には、補正する箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
 - 3 補正書には、補正後の書類を添付すること。

別記様式第3号（規格A4）（第4条関係）

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

設 立 登 記 完 了 届 出 書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

特定非営利活動法人設立手続の手引

令和6年3月発行【第15版】

群馬県県民活動支援・広聴課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

<https://www.pref.gunma.jp/site/npoborantia/>

npo@pref.gunma.lg.jp
